

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP版議事録

(整理番号0874)

本審議会 第459回

令和6年8月2日 公開

開催日時	令和6年8月2日(金)		9時30分～10時50分
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 5人	定数 5人
	労働者を代表する委員	出席 5人	定数 5人
	使用者を代表する委員	出席 5人	定数 5人
主要議題	<ol style="list-style-type: none">1 意見陳述について2 群馬県最低賃金専門部会の審議状況（中間報告）について3 中央最低賃金審議会の目安答申の伝達について4 特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）		

議事録・議事要旨	議事録
----------	-----

事務局	<p>定刻となりましたので、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>本日ご出席の委員は、公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名の合計15名でございます。</p> <p>よって当審議会は、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されます定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。</p> <p>また、本日は、傍聴される方が11名おりますことを併せてご報</p>
-----	--

	告させていただきます。
事務局	<p>そうしましたら、開会前に事務局のほうから 1 点、ご報告をさせていただきます。</p> <p>6月28日の群馬地方最低賃金審議会で添付させていただきました資料1「群馬地方最低賃金審議会委員名簿（第49期）」につきまして、お手元に配布してございます名簿に差し替えをさせていただきます。■代表の■委員の役職名が■により変わったことによるものです。机上に1部置かせていただいておりますので、お手数でも差し替えをよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、■委員より一言ご挨拶をいただけますでしょうか。</p>
■委員	<p>はい、■の■と申します。1回目のときは都合がつかず出席できなくて申し訳ございませんでした。</p> <p>私は主に■に携ってきたのですけれども、今年の2月から■だとか■だとか担当させていただいております。</p> <p>この審議会は、非常に注目されている審議会であり、私自身も緊張して臨んでいるわけですが、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>今後につきましてよろしくお願ひいたします。</p> <p>ただいまから第459回群馬地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>議事の進行につきましては、■会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>それでは会議次第に従いまして進めてまいります。</p> <p>これから意見陳述を実施します。</p> <p>意見陳述は「4名」の方が行います。各人の持ち時間は5分となっておりますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、意見陳述をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、陳述される方を順番にお呼びいたしますので、前に出て意見陳述をお願いいたします。陳述が終わりましたら、元のお席にお戻りくださるよう、よろしくお願ひいたします。</p> <p>初めに、全労連全国一般群馬労働組合の■様、よろしくお願ひいたします。</p>

陳述人	<p>それでは、全国一般群馬労働組合執行委員長の [] から意見を述べさせていただきます。</p> <p>いま、労働者の実質賃金は、26か月マイナスとなりました。岸田首相は、賃金倍増と所信表明演説で言いましたけれども、賃上げは政府が行うものではなく、労使の力関係で成しえるものという風に思います。確かに今年の春闘では、大手企業の賃上げは5桁回答が続出していました。</p> <p>だが、日本の8割以上を占める中小企業では、昨年並み、あるいは賃上げすらできない、こういう状況が現実的にありました。これら中小企業では、労働力不足や人件費の高騰に外国人労働者等を雇い入れて、凌いでいるところもみられています。しかしこれも、派遣業を主体とした政府のテコ入れ政策と言えるのではないでしょうか。</p> <p>一方、物価高は、1年前からさらに広がり、数百もの食品や物品が値上がり、買い控えが行われて消費を冷え込ませています。国民からすれば、消費税を減税、あるいは廃止、そして社会保険料の減免などを行えば、景気は一気に上がることは世論としても指摘をされているところです。</p> <p>しかし政府は、これを一向に行おうとしません。それは、これまで続けてきた大企業減税が止まるからという見方が強いわけであります。岸田首相の海外へのばら撒きは、日本の現状を考えれば、度を越えていると思います。既に30兆円を超えてるという報告もあります。そんな中、自民党の裏金事件は、社会を大きく驚かせました。</p> <p>しかし、これは一端であり、官房機密費の使われ方や企業献金の禁止も含めた真の政治改革が国民世論からも求められているところであります。この間の実質賃金の下降は、アベノミクスをはじめとした、大企業や富裕層重視の政策ばかりを強化してきた結果と言えます。それが大企業減税であり、輸出での還付金でありました。その結果、大企業の収益はかつてない規模となっており、その収益が社会的に分配されず、内部留保となって、かつてない金額に膨れ上がっているとみるべきであります。</p> <p>私たちの提案は、全国一律で時給1,500円に引き上げること、同時に雇用実現できる中小企業への支援策を講じることであります。少なくともこれを行えば、景気が上がる、これは断言できます。それを実施するためには、労使の考え方を一致させ、それに伴う協議をし、政府に対する要求獲得をすべきであります。そのため私たち全労連の仲間が、最低生計費試算調査を全国で行い、データとして生活に最低限必要な生活費をこの間試算してきました。そ</p>
-----	--

の結果は、5年前の調査結果で、時給額は1,500円～1,600円という結果がありました。現在はさらに物価高であり、試算額もこれよりかなりアップしていると思われます。他国においては、最低生活保障イコール最低賃金としているところが多いわけです。しかも地域別最賃ではなく、一律最賃が多い、言い換えれば、生活できなき水準ではならないということで、各国がこういう認識にいると思われます。日本の最低賃金で1年間働いても、ワーキングプアの領域を脱しないという中身では駄目だという風に思うべきであります。少子化が叫ばれていますが、大本は子どもを産み育てる生活レベルにないということであります。これを打開するためにも、最低賃金の引き上げが重要視されなければならないと考えます。

ぜひ、今回の改正では、この点を重視してご検討いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

事務局

ありがとうございました。

続きまして、コープネットグループ労働組合の [REDACTED] 様、よろしくお願ひいたします。

[REDACTED] 陳述人

時間に遅れてしまって大変申し訳ありません。コープネットグループ労働組合の [REDACTED] でございます。よろしくお願ひいたします。

2024年度の地域別最低賃金の目安審議に向けた意見を述べさせていただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

私たちは生活協同組合で働く労働組合になっております。昨年も意見陳述のところで申し上げさせていただきましたけれども、非正規で働く仲間が7割という組織になっておりますので、最低賃金近傍で働く仲間も非常に多いという実態があります。ですので、最低賃金の引き上げは、その方たちの生活に大きな影響を及ぼすと考えております。

実際に2024年最賃改定にあたって、憲法25条で保障された健康で文化的な最低限度の生活が保障されるべきだと思っております。しかし、世の中の情勢を考えると、急激な物価上昇によって多くの世帯の暮らしが逼迫しているというような実態だと思っております。昨年23年度の最終改定では、40円の引き上げということで935円となりましたが、この水準ではまだまだ物価高騰に追いつかないという風に考えております。他国では、1年に1回ではなく、その都度改定されるということも聞いておりますので、群馬労働局長宛てに、2023年度再改定の要請をさせていただきましたが、前回は残念ながら実現することができませんでした。ですので、今年はその趣旨を改めて受け止めていただきたい、ぜひ議論をしてい

ただきたいと思っております。

中央では、労側が 41 道府県が 67 円引き上げて過半数を 1,000 円以上にするという動きが起きているという報道を聞いておりますので、群馬県は目安が 50 円という風に出されていると思いますが、50 円の引き上げですと、まだ 1,000 円に届かないという実態なのかなと思っております。ですので、そこにつきましては、ぜひ目安額より上乗せの議論をしていただきたいと思っております。

併せて 2 番目のところに書かせていただきましたが、全国一律というものを強く求めております。労働力の流出が、賃金の差によって生まれていると考えておりますので、群馬県からも埼玉や東京、隣接する近県に流れていっているという風に思っております。特に、去年最下位だった岩手県などは、基本的には宮城県への人口流出・労働力流出が激しく行われているという風に、■大学の ■教授が実際に検証していただいたのを、私たちも学んできました。さらに東京方面に労働力が流れしていくということです。中途半端な差のある北関東には働きに来ないという流れが出てきているということも学習をさせていただいております。

あとは 3 番目に書かせていただきましたが、最低賃金を引き上げるには中小企業の支援が必ず必要だと思っております。中小企業のところも賃金を上げたいと考えているけれども、実質的にはできないというところがあるという風にも聞いております。ですので、社会保険料の減免措置とかいろいろと考えられる手立てがあるのかなと思っております。これは多分群馬県単独ではできないと思いますので、国への要請も含めてやっていく必要があるのかなと思っております。

最後に、全国一律 1,500 円というものを求めて、私たちはずっと運動し続けておりますけれど、群馬県の最低賃金審議会というところの専門部会の運営について、今年も 1 回目のところで非公開とするというのは確認されていたかなと思います。日本のこの最低賃金審議会の中で非公開、専門部会が非公開のところは大分少なくなってきております。実質的には 6 件かな、というところまでけています。ぜひ群馬県も専門部会も公開をしていただきて、ここに書かせていただきましたが、鳥取のように公開することで議論が活発になったという実態もあるようですので、ぜひそこを、今年は無理だとしても、来年度以降検討していただければと思っております。よろしくお願ひいたします。以上です。

事務局

ありがとうございました。

続きまして、群馬県自治体一般労働組合の ■様、お願ひいた

■陳述人

します。

私は、群馬県内で自治体の非正規職員や公務・公共関係で働く労働者を集めた労働組合の責任者をしています■と言います。本日はこうした機会をいただきて、非常に嬉しく思っています。

ご存じのように全国的な視野でみると、労働者の実質賃金の上昇率は2022年4月から2年以上にわたり、前年比でマイナスが続いている。24年度には、急激な円安と連動した物価高騰に続き、労働者の暮らしを一層切迫させています。今こそ、最低賃金を大幅に引き上げ、労働者全体の賃金水準の底上げが必要だと考えます。

加えて、地域間格差の是正と、中小企業への大幅な財政支出などもすべきです。こうした地域循環型経済を確立すれば、30年余の日本経済の停滞を克服して、発展へと転換することは可能だと考えています。

しかし、群馬県の最低賃金は関東エリアで最低の935円です。その結果何が起きているのか、ひとつ例を紹介します。

埼玉県本庄市のファーストフード店でバイトをしていた、藤岡市に住む高校生が、群馬県の時給935円で働いていたという問題です。指摘された経営者は、群馬県の高校生だから違法ではないと思っていたと嘸く始末でした。当然その問題は改善させました。

いまひとつ指摘したい事例があります。県を含む36の自治体それぞれが、この最低賃金をどのように判断しているかということあります。組合が23年度に全自治体に対してアンケートをした結果によると、最低賃金の時給について、高いと回答した自治体は0で、妥当が18、安いは8、回答なしは10自治体でした。こうした市町村の回答から全体として言えることは、引き上げの意向を持つつも、その打開策をめぐる苦労が読み取れました。

しかし、県の回答は、判断の欄に無回答として、その理由について、労使双方の代表等の審議を経て出された結果と認識している、としました。この内容には、働く人の気持ちを汲まない行政の姿勢が、よく表れていると思います。

隣の茨城県では昨年度こんなことがありました。県知事が、県の地方最賃の答申について不当に安いと抗議し、公開質問状を提出しました。この問題には背景があります。それはその年の1月、茨城県内の自治体で働く会計年度任用職員の時給が、最低賃金を下回っていたという問題をめぐり、私どもの上部組織である自治労連が、地元の組合と協力して改善を求める運動を展開したことです。その結果、問題は是正され、改善を求める旨の総務省通知が出されました。全国誌、地方誌とも取り上げ、最賃への県民の意識が

	<p>高まりました。</p> <p>本題に入ります。群馬労働局長が、この審議会に示した諮問は、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024年改訂版及び経済財政運営と改革の基本方針 2024に配慮した調査審議を求めるというものです。いわゆる岸田政権が金権腐敗政治に対する国民大多数の批判の中で、末期状態にもかかわらず、通常国会閉会の2日前に閣議決定された、いわゆる骨太方針です。</p> <p>この方針は、2年以上にわたって実質賃金が下がり続けていることを認めながら、賃金上昇が物価上昇を上回っていくことが期待されるという根拠のない期待を書いています。財政健全化の名のもと、医療・介護の全面改悪など、社会保障切り捨てのメニューを並べました。他方、大企業向けに減税や補助金などをばら撒き、防衛力強化のための歳出については、多年度にわたり計画的に拡充すると例外扱いする方針を明記し、5年間で43兆円の軍拡に固執する姿勢を示しました。敵基地攻撃能力の保有をはじめとする防衛強化の継続や、4月の日米首脳会談で合意した日米同盟強化の推進を宣言し、そこにかかる歳出は計画的に拡充するとしています。次世代半導体の量産に向けて、特定の大企業に重点投資支援を行うため、法制上の措置も検討するとしています。岸田政権の対米従属・財界奉仕が浮き彫りになっています。</p> <p>いまこそ消費税減税や社会保障拡充などで物価高騰から国民を守り、政府関与ができる、物価高騰から国民を守る政治への転換が必要だと思います。</p> <p>自治労連も参加する全労連による最低生計費調査結果によると、最賃で地域格差を設けることが労働者の実態を反映していないという結論が出ました。月額25万円、時給1,500円への引き上げは直ちに実施すべきです。</p> <p>現行制度では、地方間格差は拡大するばかりであり、格差是正と全国一律最低賃金制度の確立も併せて要請します。</p> <p>最後に審議会の透明性を高めるためにも、専門部会の公開を求めます。以上です。ありがとうございます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、群馬県労働組合会議の██████様、よろしくお願ひいたします。</p>
██████ 陳述人	<p>私は群馬県労働組合会議を代表して、以下に述べる理由により、群馬県における地域別最低賃金を直ちに1,500円以上に引き上げ、全国一律最低賃金制度の実現と中小企業支援の抜本的強化を答申</p>

に盛り込むことを求めます。

実質賃金は、26か月連続で減少しています。その結果、最低賃金近傍で働く労働者の生活は、異常な物価高騰によってさらに困難な状況となり、これでは暮らしていくの悲鳴が上がっています。最低賃金法の目的である労働者の生活の安定、国民経済の健全な発展に寄与することを達成するため、これまでの延長線上ではない最低賃金の大幅な引き上げを最初に求めます。

日本の最低賃金には3つの大きな問題点があります。

第一は、あまりにも低額で自立して生活できないこと、第二には、あまりにも都道府県間の格差が拡大してしまったこと、第三は、中小企業支援が脆弱であるということです。

第一の点ですが、日本の最低賃金額はあまりにも低く抑えられており、これでは8時間働いても自立して人間らしく暮らすことはできません。私たちが加盟する全労連の各地方組織が実施した最低生計費試算調査については先ほどもお話ししがあったので省略をしますが、この結果によても人間らしく暮らせる最低生計費は、都市部でも地方でもほぼ同額であることが明らかになっています。中央でも地方でも最低賃金審議会においては、これまで労働者の生計費が審議に位置付けられているとは言い難い状況です。労働者の生計費を改定審議の土台としてしっかりと位置づけ、最低賃金を直ちに1,500円以上に引き上げることを強く求めます。このことは上毛新聞の7月27日付の論説でも強調されています。

第二の大問題である都道府県間の格差拡大についてですが、実態は省略しますけれども、昨年度は24道県で目安を上回る改定額が実現しています。そして、Bランクの県の最低限を、13あるCランクのうち11県が上回るという逆転現象も起きています。これは何としても格差を是正したいという地方の思いを表しているのではないかという風に思います。

また、先日手に入れた資料によると、関西圏の府県連合が地域内同額の最賃を検討し始めているという情報があります。これも今後の全国一律を目指す方向としては大きな動きとなるのではないかという風に思います。ぜひ、国に全国一律最低賃金制度の創設を求めるなどを、最低賃金審議会の答申に盛り込んでいただきたいという風に思います。

第三の中小企業支援が脆弱であることについてですが、私たちが求める最低賃金を直ちに1,500円以上に引き上げることは、内需を向上させ、地域経済の好循環を生み、中小企業の安定的な発展にも繋がるものと思っています。それでも日本の中小企業の置かれた現状では、最低賃金1,500円への引き上げは、中小企業の経

	<p>常に大きな影響を与えます。最低賃金には、生存権を保障する水準が保障されるべきであり、払えるかどうかで決めるのは本来の趣旨ではないと思います。だからこそ、私たちは最低賃金引き上げのために、中小企業支援の抜本的強化を求めていきます。今年度の答申においても、国に中小企業支援の抜本的強化を実現するよう強く求めしてください。</p> <p>前の方からもありましたが、最後に審議会の運営についての要望です。専門部会も含めて、審議の公開は全国に広がっています。原則公開の原点に立ち返って、審議の透明性を確保し、広く県民が関心を持てる運営に改善していただくことを求め、群馬県労働組合会議の意見とします。ご清聴ありがとうございました。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>意見陳述をされる方は以上でございます。</p>
会長	<p>これで意見陳述を終了いたします。</p> <p>次に、議題3の群馬県最低賃金専門部会の審議状況等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>第1回目の専門部会を7月26日に開催しております。</p> <p>専門部会の労使委員は、6月28日に候補者の推薦に関する公示を行い、各関係団体から推薦をいただき、資料1の名簿のとおり任命されております。</p> <p>第1回目の専門部会では、運営規程や運営方法につきまして、ご審議をいただきました。また、事務局から調査審議に使用していた資料を配布しております。</p>
会長	群馬県最低賃金専門部会の状況につきまして説明がございました。ご質問等ございましたらお願ひいたします。
各委員	【特になし】
会長	<p>よろしいでしょうか。特にないようですので次に進めさせていただきます。</p> <p>中央最低賃金審議会の目安答申の伝達につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	はい、7月25日に、中央最低賃金審議会長から厚生労働大臣に対して、令和6年度地域別最低賃金額改定の目安の答申が行われ

ました。

資料2をご覧ください。

答申は、答申文と別紙1、別紙2からなっております。

答申文を読み上げて、報告とさせていただきます。

まず、本文の記の部分を読み上げさせていただきます。

1 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。

2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。

3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な关心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参照され、自主性を發揮されることを強く期待するものである。

4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的な事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の待遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

6 中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進する

ことを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

7 価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることが要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、B to C事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

8 いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

以上が本文でございます。

そして、令和6年度の地域別最低賃金額改定の目安額につきましては、別紙1の1のように、今年度はA、B、Cのすべてのランクが50円と提示されています。

別紙1の2では、(1)におきまして、目安小委員会では、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づく丁寧な議論を行うことを踏まえ、骨太の方針等についても配意して、3要素を考慮した議論を行ったとされております。

3要素にかかる評価は、その下ア、イ、ウのとおりでございます。

これらより、各ランクの引上げ額の目安の評価をエ「各ランクの引上げ額の目安」でまとめられております。5ページの「これらを総合的に勘案し、」というところからになりますが、今年度の各ランクの引上げ額の目安を検討するにあたっては、5.0%を基準とし

て検討することが適當とされております。その上で、賃金改定状況調査結果、消費者物価の上昇率等から各ランクの引き上げ額を同額とすることは妥当であるということでございます。

一方で、6ページのオにおいて、中小企業・小規模事業者の負担増についても対応を必要としており、業務改善助成金のほかキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援金、人材確保等支援助成金等について、賃上げ加算等の充実を強く政府に要望しております。

そして、地方最低賃金審議会への期待としまして、カにおいて、目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるにあたって、全国的なバランスを配慮するという観点で参考にされるべきものであり、地賃の審議決定を拘束するものではない、とされ、地賃において地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮することを期待するとされています。その際は、今年度の引上げ額の目安は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準が必要ということや、地域間格差の是正を引き続き図ること等を考慮して検討されたものということを配意いただきたいとされております。

以上が目安の伝達説明となります。

会長

ありがとうございました。

事務局から、中央最低賃金審議会の目安答申について伝達、説明がございました。

この目安額の答申につきまして、労使委員それぞれのお考えがあろうかと思いますので、お聞きしたいと思います。

はじめに労働者側委員からお願ひいたします。

■委員お願ひいたします。

■委員

はい、労側委員の■でございます。

私からは最低賃金のですね、年収水準について発言させていただきます。現在、最低賃金は時給にして全国平均 1,004 円、7月 24 日に公表された中央最低賃金審議会の改定目安は、前年度を超える過去最高の全国一律 50 円が示されました。しかしながら、過去最高の全国一律 50 円が実現されたとしても、時給は 1,054 円であり、年収に換算した場合、年間 2,000 時間働いたとしても、やつと 200 万円を超えるという程度にしかなりません。

群馬においては、現在の最低賃金が 935 円ですから、同様に算出した場合、年収に換算しますと、192 万円でございまして、200 万円にすら達しないのが現状でございます。これでは、一生懸命働いても生活保護水準を多少上回る程度の年収しか得られず、昨今の消費生活関連物価の上昇等を踏まえると、最低賃金法で定める

労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができる水準を確保し、すべての働く者のセーフティネットとしては不十分なものと考えます。

企業を取り巻く経営環境について、エネルギー・労務費の価格転嫁が充分でなく、賃上げ原資確保が難しい企業も多く存在していることも事実であり、理解いたしますが、生活必需品の生活者物価指数が平均5%を超えたと、物価の上昇が続く中で、最低賃金に近い水準で働く人の生活費への影響に配意いただき、将来への不安を払拭し、安心感を醸成できる暮らしの底支えに直結する最低賃金の引き上げが必要と考えます。

大変厳しい状況とは存じますが、ぜひ使用者側委員の皆様のご理解ご配慮をお願いしたいと考えてございます。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

会長

ありがとうございました。

■委員お願いいたします。

■委員

はい、労側委員の■です。

私からは人材確保と人材流出防止についてお話をさせていただきます。

日本は少子高齢化に伴う労働力の減少が加速しております。総務省のデータでは、2020年から2030年の10年間で、生産労働人口、15歳から64歳の人口が、600万人減少すると予測されております。2030年以降は、さらにそれが加速すると、そういう予測となってございます。

群馬県内の企業においても、中小企業はもとより、大企業においても、新卒の採用割れなど人材不足は喫緊の課題となっております。

昨年度、最低賃金引き上げ幅は、全国平均で43円増、また隣県の栃木県、埼玉県は、41円増となりました。群馬県は、40円増に留まりましたが、全国平均からは3円、隣県の埼玉県、栃木県からは1円の格差がついてしまいました。このままでは、賃金の高い隣県の埼玉県、栃木県をはじめ、群馬県以外で働きたいという県民が増え、人材の流出・確保が今まで以上に困難になるということが想定されます。

人材の流出、人材の確保ができなくなると、県内の企業、特に中小零細企業の事業拡大や現状維持すらも難しくなり、経営危機にもなりかねない状況と危惧してございます。

このような状況の中、人材確保や人材流出を防止して、魅力ある

	企業、魅力ある群馬県にするためには、全国平均はもとより、隣県の埼玉県、栃木県よりも高い最低賃金の引き上げが非常に重要と考えております。ぜひ、公益委員、使用者側委員の皆様のご理解をいただければという風に思っております。私からは以上です。
会長	ありがとうございます。 ■委員お願いいいたします。
■委員	はい、労側委員の■です。よろしくお願いいいたします。 私からは最低賃金の引き上げの必要性について3点申し上げさせていただきたいと思います。 まず1点目ですが、皆さんご存じのとおり日本は少子高齢化により人口減少が続いております。群馬県においても人口減少が進んでおり、今後さらに入手不足が深刻になるのではないかと思われます。 特に人材不足が顕著な中小企業や小規模事業者の企業においては、深刻になるのではないかという風に考えております。人材の確保や定着は、企業の発展に欠かせません。そのような中で、隣県との最低賃金の格差による人材流出が懸念されます。人材の確保・定着・流出防止の観点からも、最低賃金の引き上げがこれまで以上に必要であると考えております。 2点目になりますが、2024春闘では、昨年を上回る高い水準での妥結結果となり、昨年以上の賃上げの広がりと底上げを図ることができ、この流れを最低賃金の引き上げに繋げ、最低賃金近傍で働く非正規労働者を含めたすべての労働者、働く仲間の生活を守るという観点で、引き上げを図ることが重要であると考えます。 最後、3点目ですが、労働者の生計費に関する指標であります消費者物価指数は、現在でも高い水準となっております。特に、生活必需品を含む支出項目である、頻繁に購入する品目については、昨年を上回る高い水準となっております。生活必需品を含む支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、今後さらに生活が苦しくなることが予想されます。最低賃金は、暮らしに直結するものであり、昨今の物価高騰に耐えうる金額水準論議をさせていただきます。 以上、最低賃金の引き上げの必要性について、3点主張させていただきました。よろしくお願いいいたします。
会長	ありがとうございます。 ■委員お願いいいたします。

■委員

はい、労側委員の■です。

連合群馬では、毎年県民意識調査と題して、連合群馬構成労組、県内で働く組合員 5,000 人と組織外県民 5,000 人、合計 10,000 人に調査を実施しています。

その中の定例の質問「あなたの困りごと・心配ごとは」という設問で、今年について「生活費や収入」と回答する人が 54% でトップとなっております。一昨年までは 45% 程度というところで推移しておりましたが、昨年から一気に 10% 程度上昇して、今年も同様の水準という形になっております。年代別には、20 代でその割合が 65% ということで、若年層ほど生活の不安が収入であるというところが出ております。

また、別の設問になりますけれども、「労働人口の減少を食い止める。または移住者を増やすためにはどのような施策が必要」という設問で、3 番目に多い 32% の人が「隣県と比較して賃金が同水準、それ以上であることが重要である」いう風に回答しています。

県民にとっても、他県との差というところが重要な要素だという風に感じており、ひいては多くの県民が現在と今後も群馬県の賃金がどうなっているのかというところを注視しているという風に言えるのではないかと思います。

地域別最低賃金は、労働者、個人の観点で見ると、生活の安定とセーフティネットという重要な役割を果たしています。社会として見ると、人件費を不当に抑制することによって、公正な競争が阻害されることを防ぐという大きな 2 つの役割が示されております。

賃金の支払い能力という観点では、現在より重要なのは、価格転嫁という風に言えるのではないでしょうか。

私の所属している団体では、およそ 10 年前から「価値を認め合う社会へ」と題して、価格転嫁を労側として進めていくという風に取り組んでおります。連合全体でも価格転嫁というところは方針の一つとして掲げられており、この 2 年間でようやく国としても本腰を入れ出しました。昨年 11 月に、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針というところが、内閣官房公取から公表されました。労働者側から見ても、かなり踏み込んだ内容であるという風に、評価できるという風に考えております。あとは、この指針の実行性について、より守られるように、中小企業への支援というところも含めて、国に対してはしっかりと要請していくべきだという風に考えております。

毎年、中央最低賃金審議会で、各県の目安が示され、その金額は

あくまでも目安で、一つの基準として公労使それぞれの立場から私見を持ち寄り、現在の群馬県の最低賃金がどうあるべきかという議論を行うのはこの場であるという風に認識しています。

また、日本という国で見ると、30年間で海外との賃金の格差が広がり、この数年で急激に賃上げの方向性に舵が切られました。物価が比較的安いという理由で、近隣県との差を考慮しないところであれば、長い目で見て、県にとっても大きなマイナスになる、いずれ急激に舵を切らなければいけなくなる、そういう不安を感じております。

昨年の都道府県での審議会では、目安以上の金額がB、Cランクを中心に目安以上と結審されたものが半分以上を占めました。そういったところを踏まえまして、本審議会で真摯に議論をして参りたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

会長

ありがとうございました。

■委員、お願ひいたします。

■委員

労側委員の■です。よろしくお願ひいたします。

先ほど事務局からの説明や、あと他の委員からもありましたけれども、労働者の生計費に関する指標である消費者物価指数が注目されています。また、昨年10月から6月までの持家の帰属家賃を除く給与指数に関しては、3.2%という数字ですが、頻繁に購入する品目については5.4%という数字も出ておりまして、前年に引き続き高い水準で推移しております。

今回の目安、全国加重平均最低賃金の引き上げの約5%、額にして50円というものが示されております。目安、この金額は昨年を上回る過去最高の数字でありますが、社会全体の賃上げの底上げ、ここに繋がる提示額だと思っております。ただし、物価上昇が続く中、最低賃金近傍で働く労働者の暮らしを守る、こういった観点からはまだ十分ではないかとも思っております。

このような状況の中、目安額どおりに引き上げられると、全国加重平均は1,054円になる予測ですが、現在も群馬県の最低賃金935円、目安額での引き上げは、先ほどの他の団体の意見陳述にもありましたけれども、直ちに1,000円以上の引き上げ、また1,500円の実現には程遠い状況です。また、同額の引き上げでは、地域間格差は解消されませんし、また、今回おそらく近隣県も1,000円を超えてくると思いますので、群馬県だけが目安額どおりでいくと、1,000円を越えないような状況になって、取り残される状況にもなってきてしまいます。

この課題を解決しなければ、先ほど来からありますように、人口減少の、労働人口の減少をしていく中で、人材確保や定着にも繋がらず、隣県や他の大都市への労働力の流出の一因となって、県内の経済への悪影響が懸念されると考えております。

ここ数年、群馬県では目安額の引き上げが結審されてきていますが、今年度については近隣県との格差を縮め、地域間格差を少しでも解消して、魅力ある群馬県にすべく、危機感を持って、論議をさせていただきたいと思っておりますので、ぜひ公益委員、使用者委員、皆様のご理解をいただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

会長

ありがとうございます。

それでは、使用者側委員からもお願ひしたいと思います。

■委員お願いいたします。

■委員

使用者側委員の■でございます。

今年度、群馬県最賃の目安が50円、5%ということで、昨年を上回る過去最高の値上げ率という形で、目安が出されました。諸物価高騰ということを考えますと、理解できないわけではありません。しかしながら、中小企業を取り巻く環境というものが、原材料高騰、エネルギー高騰その他諸々のコストアップが、大手企業さんに認めていただけない中で、そういうものに対応していくということになりますと、その原資をどこから捻り出すんだという部分が、例年毎年この議題になると、頭を痛ませるところではありますけれども、政府の方針が働き方改革であったり、24年問題であったり、日本の競争力を下げるような政策ばかりやっていまして、そういうことを見ていますと、日本には大企業だけあれば中小企業は要らないんじゃないかというような、どうも見方があるのじやないかなという風に我々は思っております。

一番の問題は、中小企業というのは、生産性向上とか改善をやり尽くしております、最低賃金を上げたいといつても、その原資をどこから捻り出すのかという部分が一番の問題であります。大企業とは違って中小企業っていうのは、ほとんどが輸入に関わっていて、輸入の部品を使ったり、輸入の材料を使ったりしてものを作っています。現状の円安状況の中では、原材料も何もかもみんな上がっている中でものを作っていますので、一番厳しい状況になりますが、パートナーシップ構築宣言等にしても、なかなか有効に機能していないということを考えますと、もう輸出をしている大企業には増税をして、その増税で得られた部分を中小企業のほ

	<p>うへ減税していただければ、原資ができるのではないかという風に考えておりますので、そこらへんにつきましては本当に中小企業に支援が必要と先ほどの話にも出ておりますけれども、国を挙げて政策的な支援がないと、小手先でじやあ上げましょうと言ってもなかなか上げられないのではないかという風に今感じていますので、慎重にこの後も進めていきたいなと考えています。以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。 ■委員お願いいいたします。</p>
■委員	<p>使用者側、■です。 企業が抱えている課題ですけれども、インフレにより生活者が困難を感じているように、企業の経営においても原材料の高騰、運送費、エネルギー費用等の高騰など、これは大きな課題となっております。 また、働き方改革に係る様々な施策や求人難のために、顧客の需要があるときでさえ、そのチャンスを売り上げや利益にすることができないことも起きております。価格転嫁についても、価格転嫁ができない、またはごく一部しか価格転嫁を持ってもらえないなど、価格転嫁に苦しむ中小企業の状況も、引き続き報じられています。 こうした状況を鑑みると、例えば今回引き上げ額が目安として50円と示されておりますけれども、この上昇分を最低賃金の影響を受けるすべての県内企業が、安心して負担する環境が調っているとは言えないと思います。 特にこの1年、全体から見ますと、各企業は賃上げの努力をしておりましますし、先ほど事務局の方からご説明がありましたけれども、助成金等を受給いたしますと、賃上げ条件がついてきますので、そのへんに従って、各会社が賃上げの努力を引き続き続けていくのだと思います。 しかし、ここで議論される最低賃金については、決定の3要素に、賃金支払い能力が含まれておりますので、この要素を軽視することなく、地域に貢献している中小零細企業の経営に配慮した議論となることを望んでおります。よろしくお願いいいたします。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。 ■委員お願いいいたします。</p>

■ 委員

使用者側の■と申します。よろしくお願ひします。

最低賃金とは、最低基準であり、すべての従業員に対して、最低賃金を上回る金額を支払わなければいけません。利益の出ている企業はいくらでも出せばいいのですが、利益の出でない企業についても、この額以上を出さなければいけないという風になっております。物価高の影響で、中小零細企業は、なかなか価格転嫁ができないという現状が続いています。しかしまあ、従業員の生活も大変な状況があるということなので、今年の中央の目安に近づけるよう話し合っていきたいと思っています。以上です。

会長

ありがとうございます。

■ 委員お願いいたします。

■ 委員

はい、使用者委員の■でございます。

本日は意見陳述ですか、労働側の意見をお聞きしまして、最低賃金の引き上げということの重要性については理解したところでございます。昨今の物価上昇ですか、いろんなことを考えれば、必要性ということには充分認識できるのですけれども、一方で使用者側、企業側の状況としましても、本当にいま稼ぐ力が大きく落ちているというところです。コロナ禍の3年、4年の間で、大きく世の中の状況が変わりまして、一部の大手企業等については、コロナ禍前の復元ができている状況ですけども、中堅中小というところについてはまだまだ復元ができていない、それぐらいコロナの影響が大きかったというところでございます。

併せて、昨今、円安というようなところもありますし、いろいろ企業を運営していく中で、ネガティブな要素が非常に多いというところです。特に、群馬県は製造業のところが多いと思うのですけれども、製造業における、先ほどから出ております、原材料価格の高騰、あるいはエネルギーコストの高騰と併せて、この人件費というところも決して無視できない、企業がつぶれちゃうところの一つの要因になっているというわけです。そういういたところをしっかりと我々としても対応していかなければ、今回の賃上げ、最低賃金の引き上げについても対応できないのではないかと思っています。我々としても企業としての稼ぐ力をしっかりと復元させ、力を付けた上で、こういうことにも対応していかなければいけないと思っておりますし、一方で、この賃上げと併せて働き方改革ですか、あるいは働く環境の整備ということについても、非常にコストがかかることではありますので、まあそういうた

	ころも考慮ながら、今年度の引き上げについてもしっかりと議論していきたいという風に思っています。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。
会長	ありがとうございます。 ■委員お願いいたします。
■委員	はい、使用者側委員の■でございます。よろしくお願ひいたします。
	最低賃金に関する考え方方が変わったというわけではなくて、毎年同じことを言いますけれども、ここで決めておりますのは最低賃金でございまして、最高賃金でも標準賃金でも平均賃金でもない採用賃金でもありません。賃金は自由に上げてもらって構わないというのが考え方です。ただし、ここから下はダメ、罰則がありますよというのが最低賃金であります。最近、日本の経済動向変動しておりますと、倒産も増えておりますし、これから利上げもあって、景気がどうなるかわかりませんけれども、景気が悪くなつた時に、上げてしまつた最低賃金を無視して下げるわけにいかないということ、それぐらい法的な強制力があるものですから、慎重に検討しなければいけないと思っております。
	昨年 40 円という高い上げ幅を記録しており、今年は目安が 50 円ということで、昨年と今年とを比べてみて中小企業の増収になる要因が見当たらない、その中で 50 円機械的に上げていくというのが、非常に経営には厳しい状況であるということであります。企業には打ち出の小槌があるわけではありませんので、振ればお金が出てくるものはありません。そういう現状もよく理解していただきたいという風に思います。3 %、4 %、5 % と賃上げの調査結果みたいなものがあって、ある意味マスコミは報道しますけれども、最低賃金にとって重要なのは、こういうところに載つてこない、載らない規模の企業であります。それはみんなわかっていると思いますけれど、すべての企業が 3 %、4 %、上げてるわけではないのは当然承知されていると思いますけれども、そこを見していくのが最低賃金であろうという風に思っております。いずれにしましても非常に厳しい中で、非常に高い目安が出ているのを憂うべきことだなと考えております。そういうことでこれから審議していきたいと思っております。以上です。
会長	ありがとうございます。 労使委員の先生方、ありがとうございました。

	公益委員の先生方で何かございますか。
公益委員	【特になし】
会長	<p>それでは今後は専門部会で具体的な審議をしていただくことにしたいと思います。</p> <p>事務局は次の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、そうしましたら、お手元の資料についてご説明させていただきます。</p> <p>資料3をご覧ください。意見陳述に使われております最低賃金の改正に関して意見聴取の公示によって提出された意見書の写しでございます。</p> <p>(1)は、「全労連・全国一般群馬労働組合」から提出されました「群馬地方最低賃金審議会に対する意見書」でございます。</p> <p>次の(2)は、「生協労連コープネットグループ労働組合」から提出されました「2024年度の地域別最低賃金額の目安審議にむけた意見書」でございます。</p> <p>次の(3)は、「群馬県自治体一般労働組合」から提出されました「最低賃金の改善を求める意見陳述書」でございます。</p> <p>次の(4)は、「群馬県労働組合会議」から提出されました「最低賃金の抜本的な引き上げ、改善を求める意見書」でございます。</p> <p>資料4は、「群馬県労働組合会議」から提出されました「最低賃金全国一律制度の創設と、群馬県の最低賃金を1,500円以上に引き上げるとともに、実効ある中小企業支援策を求める要請書」と題した署名2,322筆の表紙と用紙でございます。署名は会長席に置かせていただいております。また、意見書や署名につきましては、厚生労働本省にも報告しているところでございます。</p> <p>資料5は、「日本共産党群馬県委員会、日本共産党群馬県議団」から提出されました「最低賃金時給大幅引き上げの実現に関する申し入れ」でございます。</p> <p>資料6は、令和6年6月分の「労働市場速報」です。</p> <p>続きまして資料7ですが、資料が付いておりません。前橋財務事務所作成の「最近の県内経済情勢」、こちらは7月にHPのほうに本来であればアップされるべきはずの資料なのですが、今日の朝確認しても財務事務所のHPに掲載されておりませんでしたので、アップが確認され次第、皆様にメールで提供させていただきます。お手数でもその際、資料のチェックをお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>

	<p>資料8は、群馬県における生活保護と最低賃金を比較したものです。</p> <p>資料9は、次の議題の「特定最低賃金改正決定に係る申出書」でございます。</p> <p>資料の説明は以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいま説明がございました資料につきまして、ご質問等ございますか。</p>
各委員	<p style="text-align: center;">【特になし】</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>今後は、意見陳述や意見書及び資料等も十分に踏まえながら、審議を行なってまいりたいと思います。</p> <p>次の議題、特定最低賃金改正決定の必要性の有無につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>そうしましたら、資料9をご覧ください。</p> <p>特定最低賃金4業種について、最低賃金の改正決定の申出がございました。</p> <p>1件目が、群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金、 2件目が、群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金、 3件目が、群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、 4件目が、群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金でございます。</p> <p>それぞれ申出の要件となっています『基幹的労働者の概ね3分の1以上の「労働協約」又は「合意」が必要とされている』ことを満たしておりますので、最低賃金法第21条の規定に基づき、その改正決定の必要性の有無についての意見を求める諮問文を、上野局長から■会長にお渡しいたします。</p>
労働局長	どうぞよろしくお願いいいたします。
会長	<p>ただいま、局長から諮問をお受けいたしました。</p> <p>諮問文に関しまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>諮問文の写しを委員の皆様にお配りいたします。</p> <p>それでは行き渡ったようですので、説明をさせていただきます。</p> <p>諮問文は4業種についてございますが、群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業について読み上げさせていただき、他の業種につきましては、標題の読み上げのみに省略させていただきます。</p> <p>それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。</p> <p>群馬労働局長から群馬地方最低賃金審議会会长殿</p> <p>令和6年8月2日付け群労発基0802第1号</p> <p>「群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）」</p> <p>令和6年7月17日付けをもって、申出代表者日本基幹産業労働組合連合会群馬県本部委員長 [REDACTED] から、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金（平成20年群馬労働局最低賃金公示第2号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の同条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。</p> <p>このほかの業種に対する諮問文につきましては、標題のみ読み上げさせていただきます。</p> <p>2件目が</p> <p>「群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）」</p> <p>3件目が、</p> <p>「群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）」</p> <p>4件目が、</p> <p>「群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）」</p> <p>諮問文は以上でございます。</p> <p>特定最低賃金の改正決定につきましては、労使のイニシアティブによるものであること、関係労使の合意が基本となること、とされています。</p> <p>日程の関係もございまして、次回の審議会において改正決定の必要性の有無をご審議いただきたく存じます。よろしくお願ひいたします。</p>
-----	--

会長	ありがとうございました。 ただいまの諮問文につきまして、ご質問等ございますか。
各委員	【特になし】
会長	よろしいでしょうか。それでは、次回の審議会では特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきまして、ご審議をよろしくお願ひいたします。 最後に、その他につきまして、事務局から何かございましたらお願ひいたします。
事務局	特にございません。
会長	本日の議事は以上となります。全体を通してご意見等ございますか。
各委員	【特になし】
会長	以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。 これで第 459 回最低賃金審議会を閉会といたします。 ご審議誠にお疲れさまでございました。